

# 納めLINE

## 令和元年度第2号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

### ・中学校で「授業」をさせていただきました

令和元年7月13日、当機構は気仙沼市立唐桑中学校にて社会科（公民）の課外授業として、3年生の生徒さんを対象に「納税教室」をさせていただきました。中学校の生徒さんに向けて納税の視点に特化した授業をすることは“初のこころみ”でした。

－ 真剣なまなざしで！！ －

授業の冒頭では「気仙沼市の年間予算は？」といったクイズを導入に行い、近い将来に勤労と納税の義務を背負う皆さんに、納税することの大切さや税の滞納整理に関する法的根拠を説明させていただきました。そして、

当授業にて私たちが一番に伝えたい「税のことに限らず、困ったときや悩んだときは市役所（役場）に相談しよう」と話し、生徒のみなさんは真剣に聴いてくれました。用意した質問に対しても、よく考えて答えていただき、私たちもその真っ直ぐさに応えようと授業に努めました。教室の中にも、夏の暑さを感じられた3時限目となりました。

授業後のアンケート結果も、「良かった、参考になった」という内容の感想がほとんどで、概ね好評だったのではないかと感じております。

当機構では、学校への「納税教室」を新しい取り組みとしてスタートして参りますので、授業をご希望される学校さんがありましたら、当機構までご連絡ください。

最後になりましたが、当授業の実施にあたり御協力いただきました唐桑中学校の校長先生をはじめ、調整等お力をいただいた教頭先生、先生方、そして何よりご参加いただいた生徒の皆さんに心より感謝申し上げます。

### ・さらなる実務処理能力の向上を目指して

#### ○東京税務セミナー

東京都主税局研修所で、滞納処分の実務処理能力向上を目指し、『東京税務セミナー（東京都主税局主催）』が開催されました。本機構からも13名の職員が参加し、各自の実務経験に応じたコースを受講しました。本セミナー受講により得られた知識・経験を今後の業務にいかしてまいります。

- ① 財産調査コース：調査時に見るべき申請書類や第二次納税義務の追求の方法についての講義や搜索を想定したロールプレイングを行いました。
- ② 事例検討コース：実務上の事例について、法的な解釈の講義やグループ討議を行いました。
- ③ 公 売 コ ー ス：基本的な流れを中心とした講義や差押した動産のインターネット公売の手法について講義が行われました。

#### ○スタディミーティング

徴税吏員が滞納整理業務をおこなう上で、生命線といえるものの一つが折衝記録です。研修の中では、滞納者とのやりとりを、他の人が見てもわかりやすく書くこと、事実を忠実に書くためにはどうすべきかを検討しました。

また、搜索を想定したロールプレイングもおこなわれ、講師が滞納者役となった場面では、本番さながらの緊張感がありました。折衝困難な状況下では、毅然とした態度で対応することやチームで対応することが、いかに重要であるかを感じることができました。



## ・「徴税の職務に携わる職員，特に機構の職員へお伝えしたいこと」～視点の2つ目

宮城県地方税滞納整理機構（以下「機構」と使います）事務局次長の太田でございます。

前号では「納税者の皆さまへ」と題し、書かせていただきました。今号は、徴税吏員（特に機構職員）へ視点の2つ目として書かせていただきます。

納税は国民の義務とされ、滞納されている方には法の規定により財産の差押えによる滞納処分を行わなければならない。滞納という行為、滞納される行為には毅然とした態度で臨まなければならない。私たち徴税吏員としての責務が明確に示されています。ですが、ここで、声を大にしてお伝えしたいことがあります。まずは、徴税吏員は法に基づく行為とはいえ、対象者の方の財産を調べ、差押えを行うという仕事を行うわけですから、その行為にあたる者の姿勢としては、言葉や振る舞い、態度においては真摯な姿で臨まなければならない。加えて、滞納をあくまでも事実と捉えた上で、客観性のある資料や事実等を踏まえ、事案に対してはその方その方に応じた総合的な判断をしなければならないと思います。

長い人生、その経済的活動のイチ期間の中では「滞納」という行為を示される方もいらっしゃるでしょう。現在や前後の経済的な活動はどうであったか。この点の傾注が大事と考えます。そして判断にあたっては、現在納税をされるべきお力がお有りなのか、どうなのか。大多数の既に納めていただいた方々と同様に、「納税義務を果たすべきご努力を頂いているか」。このことをしっかり肝に銘じ、業務にあたっていただきたいと思います。滞納されている行為には毅然とした対応を行っていただきたいという機構の方針は、財産の差押えのみを考えて追求していくという偏った対応だけでは無い。このことを強く認識していただきたいと思います。

機構への移管は「その方にとって転換の好機であるのではないか」「今後の税との関わりの中でお手伝いできることがあるのではないか」とも捉え、法に基づく様々な行為を駆使して、事案の解決にあたってまいりましょう。税は公平・公正でなければならない。徴税に携わる職員は法の規定や社会的な事情などの環境、規範等の好均衡のもと業務を真摯に遂行していくことを念頭に取り組んでまいりましょう。

## ・活動状況報告 R1.7 月末現在

今年度の宮城県地方税滞納整理機構の活動状況についてお知らせいたします。

- 引受案件・滞納金額（本税） 501件・3億6143万7991円
- 徴収金額（本税）・徴収率 6053万4975円・16.75%
- 差押件数 74件 527万3098円
- 本税完納件数 79件 3831万4792円

平成31年4月より参加市町村から上半期の滞納事案を引受し、滞納整理業務に着手しております。今年度も目標徴収率40%以上を目指し、徴収の公平性と収入未済額の縮減を図りながら、適正な徴収業務を進めてまいります。

また、今年度についても当機構では、単なる徴収業務だけではなく、研修会の開催などによる支援活動や表面に記載しているような学習支援、啓発活動等にも積極的に取り組んでまいります。

## ・ちょっと教えて?! 税金 Q&A～納税者向けコンテンツ～

Q. 税金を納期限までに納められません…。

A. 「申請による換価の猶予」という制度があります。

一時に税を納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難になると認められる場合で、かつ、納税について誠実な意思を有すると認められる場合は、申請書及び必要な書類を提出することで、それ以上滞納処分が進行されることなく、合理的な期間及び金額により分割納付していくことができます。ただし、各地方団体が条例で定める期間内に申請する必要があります。（【例】納期限から6か月以内等）

また、猶予を受けたい額によっては担保の提供が必要となることがあります。（【例】100万円以上等）詳しくは対象の地方団体にお問い合わせください。

ご意見・ご要望などはこちらをお願いします。

宮城県地方税滞納整理機構（宮城県総務部地方税徴収対策室内）事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 022-211-6681

FAX: 022-211-2289



滞納整理機構  
キャラクター  
おさむね君